

消防法における消防用設備等の設置について

豊橋市消防本部

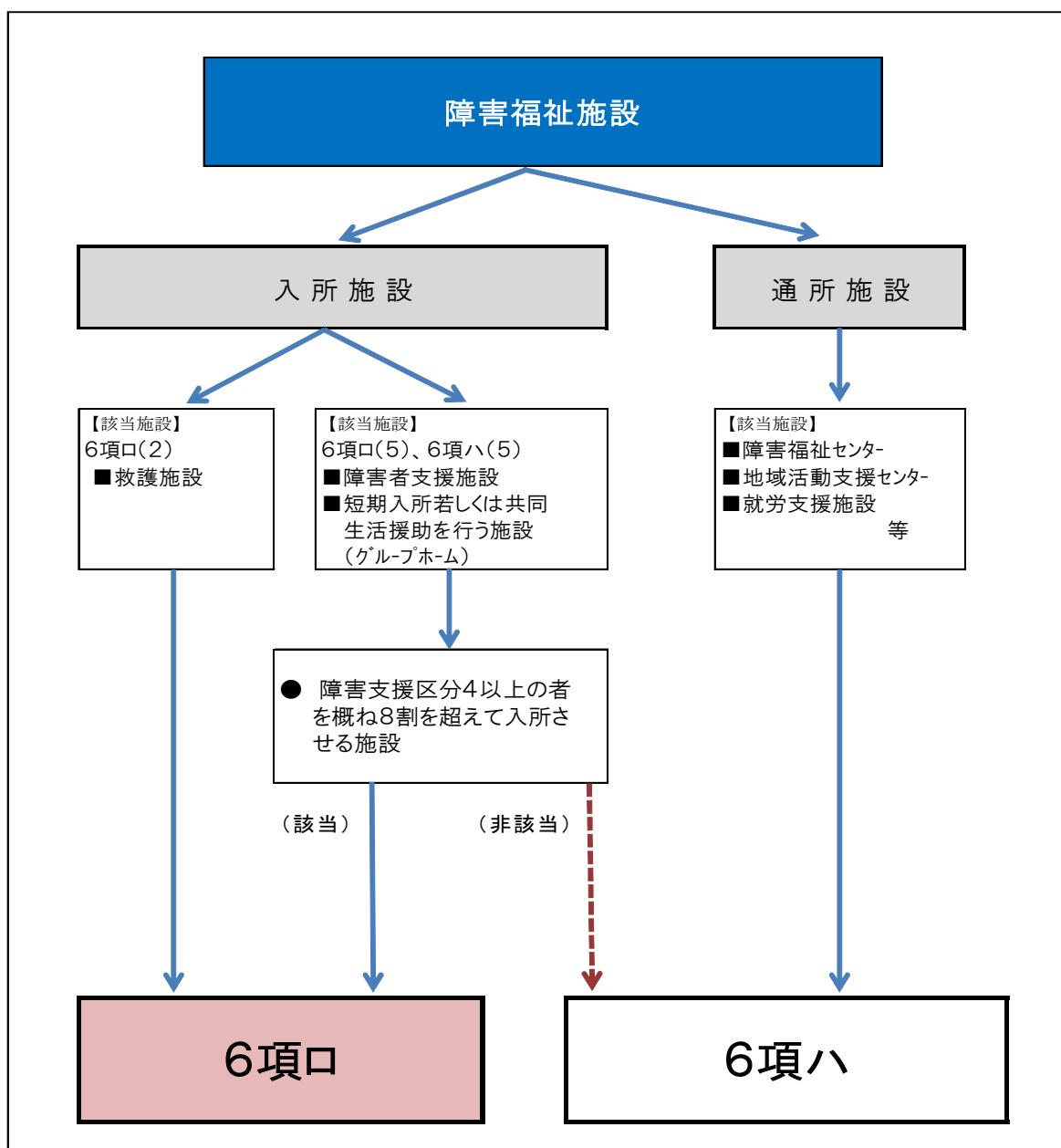
近年、社会福祉施設等で死傷者の発生する火災が相次いだことを受け、防火対策の強化を目的に、消防法において消防用設備等の設置基準が見直されました。

今後、新たに事業を始める場合や施設利用者の区分が変わることで消防用設備等が新たに必要になる場合がありますので、事前に消防本部へ相談してください。

また、消防用設備等を設置されない場合、消防法令違反となり、消防職員が立入検査を実施した上で、改善指導又は命令を行うことがあります。

用途区分について

消防用設備等の設置基準は、建物の用途ごとに規制されており、消防法令では(1)項～(20)項に用途区分されています。その中で障害福祉施設は(6)項に区分されます。



消防用設備等の設置基準について

【6項口】

消火器	全部
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m ² 以上
スプリンクラー設備	※1 全部(一部施設は延べ面積 275 m ² 以上)
自動火災報知設備	全部
漏電火災警報器	※2 延べ面積 300 m ² 以上
火災通報装置	全部(自動火災報知設備と連動して起動)
非常警報設備	収容人員 50人以上
避難器具	※3 20人以上 (下階に(1)項から(4)項、(9)項、(12)項、(13)項イ、 (14)項、(15)項がある場合は10人以上)
誘導灯	全部

【6項ハ】

消火器	延べ面積 150 m ² 以上
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m ² 以上
スプリンクラー設備	延べ面積 6,000 m ² 以上(平屋以外)
自動火災報知設備	全部 (入居・宿泊あり) 延べ面積 300 m ² 以上 (入居・宿泊なし)
漏電火災警報器	※2 延べ面積 300 m ² 以上
火災通報装置	延べ面積 500 m ² 以上
非常警報設備	収容人員 50人以上
避難器具	※3 20人以上 (下階に(1)項から(4)項、(9)項、(12)項、(13)項イ、 (14)項、(15)項がある場合は10人以上)
誘導灯	全部

※1 介助がなければ避難できない者を主として入所する施設に必要

介助がなければ避難できない者とは、認定調査項目（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目（「移乗」、「移動」、「危険の認識」、「説明の理解」等）で一定の要件に該当する者

※2 建物の構造が一定の要件に該当する場合

※3 2階以上又は地階

【問合せ先】 豊橋市消防本部 予防課 建築物担当 電話 51-3121